送電事業者	一　月別の最大電力の供給に関すること 二　月別の電力量の供給に関すること	初年度
	使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること	初年度以降十年間
特定送配電事業者	使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること	初年度以降十年間
登録特定送配電事業者	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 四　電気の取引に関すること	初年度以降十年間
発電事業者	一　月別の最大電力の供給に関すること 二　月別の電力量の供給に関すること	初年度
	一　年度別の最大電力の供給に関すること 二　年度別の電力量の供給に関すること 三　使用を開始し、又は能力を変更する発電所に関すること 四　電気の取引に関すること	初年度以降十年間
	一　月別の最大電力の供給に関すること 二　月別の電力量の供給に関すること	初年度
	第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所であって、第十年度以内に着工するもののうち出力三十五万キロワット以上のもの（能力を変更するものにあっては、その変更する出力が三十五万キロワット以上のものに限る。）に関すること	第十一年度以降

2　前項の供給計画届出書には、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

小売電気事業者	一　様式第十一の初年度における電気の取引に関する計画書 二　様式第十五の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書
一般送配電事業者	一　様式第十一の初年度における電気の取引に関する計画書 二　供給区域内において行う電気の供給に対する需要について記載した様式第七の供給区域需要電力量想定書 三　供給区域における周波数制御、需給調整その他の系統安定化業務に必要となる電源等の能力確保状況について記載した様式第八の調整力確保計画書 四　供給区域における周波数の標準周波数に比した変動の割合について、前年度の実績を記載した様式第十二の周波数滞在率実績表
送電事業者	五　様式第十三の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書面 六　初年度及び第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載した書類 七　様式第十四の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並びに最大需要電力発生時における運用容量及び受給電力を記載した書類
特定送配電事業者	様式第十三の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類
登録特定送配電事業者	様式第十三の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類
発電事業者	一　様式第十一の初年度における電気の取引に関する計画書 二　様式第十五の初年度以降十年間における会社間連系線の利用計画書 三　様式第九の初年度における発電所別発電計画明細書 四　様式第十の初年度における火力発電所燃料計画明細書

3　法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第十六の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。

4　法第二十九条第三項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第十七の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る第二項の表下欄に掲げる書類の変更の内容を記載した書類を添えて提出しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。附則第四条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十八年度の供給計画に係る法第二十九条第一項の規定による届出は、電気事業者（一般送配電事業者を除く。）にあっては平成二十八年四月二十八日までに、一般送配電事業者にあっては平成二十八年五月三十一日までに行わなければならない。

第三条　推進機関は、平成二十八年六月三十日までに、平成二十八年度の供給計画に係る法第二十九条第二項の規定による送付を行わなければならない。

第四条　この省令の公布の際現に改正法第一条の規定による改正前の電気事業法第三条第一項の許可を受けている一般電気事業者、卸電気事業者及び特定電気事業者並びに同法第十六条の二第一項の届出をしている特定規模電気事業者については、同法第二十九条第一項の規定は、適用しない。